

## ちどり公園利用申請における質問回答

※次の QA を確認していただき、該当する場合は、申請書と興行・競技会・集会・展示会用添付書類を記載し、企画書等も併せて港営課あてメールしてください。ご不明な点があれば御連絡ください。

### Q1. 夜間イベントを行いたい

- A. ①夜間（22時～翌日8時まで）に開催しようとするもの②長期連休期間に開催するもの③夏休み期間（7月1日から8月31日まで）の土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に定める休日に開催するものは原則認められませんが、①市その他の行政機関が主催、共催又は後援などを行う公共的な行事②その他の公共機関又は公共的団体が主催、共催又は後援する公共的な行事であって市が特別に認めたものは許可できます。

### Q2. 主な注意点は

- A. ・駐車場の使用は半分です。  
・トイレ等一般利用者也使用できるようにしてください。  
・イベント開催については3ヶ月前までにご相談ください。  
・護岸側のイベント利用については安全上不可とさせていただきます。  
・交通機関に配慮してください。  
・ごみの回収場所や簡易トイレを設置して主催者で処分してください。  
・公園ですので一般の利用者へ配慮してください。  
・警察署、消防署その他の関係機関に対する協議等行ってください。  
・会場のライティング設定については航路を照射しないようにしてください。  
・安全面が確保されるように警備員や案内人を配置してください。  
・救護場所を設けて下さい。  
・原状回復してください。  
・芝生に車を乗り上げるときはコンパネ敷く等して芝生を傷つけないようにしてください。

### Q3. 許可されないイベントは

- A. ・政治的、宗教上の目的のために行うもの  
・周囲の迷惑となる著しい騒音を発するもの、暴力・わいせつその他反社会的な映像を流すもの等  
・川崎港のイメージを損なうもの等  
・施設を損傷・破損しその他適正に欠くもの